

平成18年（行ウ）第467号、平成19年（行ウ）第224号

平成20年（行ウ）第108号、平成27年（行ウ）第430号

原告 原田 学 ほか

被告 東京都（処分庁東京都知事）、国（処分庁関東地方整備局長）

参加人 世田谷区

原告らの和解に対するスタンス（和解案の概要）

平成27年12月28日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 齋藤 驍 ほか

1. 前文——福川意見書の意義と立脚点

本件下北沢訴訟弁護団、原告団らが委嘱したオルタナティブ専門委員会（委員長福川裕一千葉大学名誉教授・全国町並み保存連盟理事長）は、2015年10月30日の口頭弁論期日において貴庁より和解勧告をうけた直後から、下北沢の連続立体交差事業の見直しを求めて本件訴訟と並行して進めてきた理論的作業に加えて、見直しに向けて下北沢でなされてきた専門家、住民等の貴重な営為を集積して、和解に寄与する具体的提言をとりまとめるため、関連事業地の検分等を行いつつ3回にわたり集中的に検討し、去る12月8日の第3回委員会において、下記の3項目をオルタナティブの要として位置付ける確認をして、作業の概略を終了した。

今般、上記委員会はこれらを意見書として取りまとめ、完成させた（以下「福川意見書」という）。したがって、この福川意見書は、原告らの和解に対する姿勢（スタンス）の基本となるものである。

記

第1 連続立体の地下化の意義を盛り込んだ序論を兼ねた上部計画（跡地利用）の展開

第2 補助54号線・区画街路10号線のあり方

第3 高層開発の是正とあるべき下北沢の商業地と周辺住宅地の保存を目指す
地区計画等の見直し

2 我々のスタンス

福川意見書を基本とする見直しの方向は、以下の3点に略述される。

和解協議を進めながら、さらに具体的に煮詰め、有為な合意が成立することを、我々は期している。

記

(1) 小田急線上部利用について

参加人世田谷区は、小田急線上部全体について、福川意見書に示されている「みどりの基軸」の観点から公共的利用が図れるように計画を見直し、被告国及び被告東京都は最大限これに協力する。

(2) 補助54号線及び区画街路10号線について

① 被告東京都は、平成28年4月からの「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、補助54号線の二期及び三期工区を優先整備路線としない。

② 被告東京都は、補助54号線の二期及び三期工区の事業化について、福川意見書の趣旨を踏まえて、同工区の都市計画の変更を行う。

③ 参加人世田谷区は、第一期工区（補助54号線、区画街路10号線）について、道路占用許可特例制度等を利用して、「みどりの基軸」としての小田急線上部と有機的につながる歩行者中心の街づくりを進め、被告国及び被告東京都は最大限これに協力する。

(3) 地区計画について

参加人世田谷区は、下北沢駅周辺地区地区計画における建物の高さ制限（60メートル、45メートル）等を、下北沢の中低層の街並みを維持するよう福川意見書の趣旨に則して見直す。

以上